

減免区分	団体等	備考
使用料を免除	規則第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当する団体	
	美濃加茂少年少女合唱団	
	MT夢クラブ21	当該月の使用回数のうち2分の1を超えない範囲に限る。ただし、当該月の使用回数が1回の場合は免除とする。
使用料（ホールの冷暖房及び附属設備を除く。）を免除	規則第3条第1項第3号の規定に該当する団体	
	美濃加茂市内の単位自治会	
使用料（ホールの冷暖房及び附属設備を除く。）の2	規則第3条第2項の規定に該当する団体	
分の1を減額	MT夢クラブ21	当該月の使用回数のうち2分の1を超えた活動に限る。